

健康ひろば

みんな健康！
元気・いきいき寄居町！

ワンポイント
アドバイス

HPVについて知って
子宮頸がんを
予防しましょう！



毎年3月4日は「国際HPV啓発デー」です

HPV(ヒトパピローマウイルス)とは、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、子宮頸がんの多くはHPVの感染が原因で起こります。このウイルスは、一般に性交渉を介して感染し、50～80%の女性が生涯に一度は感染するといわれており、感染が続くと一部の人が前がん病変を経て子宮頸がんに進じます。

●子宮頸がんを予防するには、HPVワクチンを受けることと、定期的な検診を受けることが大切です

①HPVワクチンの接種

HPVワクチンの定期接種対象者は、小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子です。また、定期接種の期間に受けられなかった年代の方にも、公費で接種できる機会を提供しています。

②子宮頸がん検診

近年、子宮頸がんは20～30歳代の若い女性で増加しています。予防には子宮頸がん検診の受診が有効です。町では20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を実施します。検診の日程等、詳細は本誌4月号に掲載します。

●HPV普及啓発の講話を実施しました

HPVワクチンに対する正しい知識の習得を目的として、昨年、町内中学校の全生徒を対象にHPV普及啓発の講話を行いました。実施後のアンケートでは、80%以上の生徒が「HPVワクチンのことを知らなかった」と回答しましたが「大切なワクチンだと思う」との回答も多数ありました。今後もHPVワクチンの有効性や安全性について周知していきます。

☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)

4月の保健事業 持ち物 要事前予約 ☎健康づくり課(☎581・2121内線211・212)

※感染症対策のため、受付の際に当日の体調確認を行います。また、終了後は速やかにお帰りください。

乳幼児健康診査

種別	日	場所	対象	受付時間
1歳6カ月児健康診査	16日(火)	役場7階健診室	令和4年8月生 令和4年9月生	通知でお知らせします。
3歳児健康診査	11日(木)		令和2年10月生	

☎母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋

※変更になる場合は、対象者にご連絡します。

乳幼児健康相談☎

日	時間	場所	対象
18日(木)	9:30～11:00	役場7階健診室	乳幼児とその保護者

☎母子健康手帳、バスタオル

※ママ・パパの健康相談も同時実施しています。ぜひご参加ください。

こころの健康相談☎

日	時間	場所	対象
24日(木)	13:30～14:30	役場2階健康づくり課	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者

ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)

日	時間	場所
4、18日(各木曜日)	10:00～11:00	勤労福祉センター(よりい会館)3階スポーツレクリエーション室
8、22日(各月曜日)	13:30～14:30	男衾コミュニティセンター多目的ホール

☎運動しやすい服装、水分補給できるもの、上履き、マスク

※全日、自主活動日となります。

※休憩時間等、近距離での会話時はマスクの着用が推奨されます。



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

●埼玉県コロナ総合相談センター

☎0570・783・770

☎050・8887・9553(聴覚障害者専用)

24時間、年中無休

軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

グリーン化特例による軽減について

令和6年度軽自動車税(種別割)について、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税(種別割)が軽減されるグリーン化特例(軽課)が適用されます。対象となる車両は、ナンバー登録をした翌年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳細は下表をご覧ください。

☎税務課(☎581・2121内線154～156)

車種区分				税率(年税額)		
				令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査(ナンバー登録)をした車両		
				電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 ※1	乗用・営業用 令和2年度燃費基準かつ 令和12年度燃費基準90%達成車 ※2	乗用・営業用 令和2年度燃費基準かつ 令和12年度燃費基準70%達成車 ※2
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	四輪以上	三輪		1,000円	2,000円	3,000円
			乗用			
		貨物	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	適用なし	適用なし
			営業用	1,000円	適用なし	適用なし
			自家用	1,300円	適用なし	適用なし

※1 平成21年排出ガス基準NOx(窒素酸化物)10%以上低減、または平成30年排出ガス規制適合

※2 ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。

(注) 最初のナンバー登録(初度検査年月)が平成23年3月以前の車両については、重課税率が適用されます。

農耕トラクター等の小型特殊自動車はナンバー登録が必要です

乗用装置がある農耕作業車(トラクター、コンバイン等)やフォークリフトなどの小型特殊自動車を所有している場合(現在使用していない場合も含む)は、公道走行の有無に関わらず、ナンバー登録が必要であり、課税対象となります。ナンバー登録が済んでいない車両を所有している方は、車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)、届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参し、税務課で登録をお願いします。

年金特報

年金についての情報を毎月お届け！ 今月は「あなたの疑問にお答えします！」

Q 国民年金のメリットは？

A 大きく3つあります。

①老後を支える終身保障

老齢基礎年金は、一生涯にわたって老後の生活を保障します。保険料の納付期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。

②不測の事態に備える保険

国民年金加入者が病気やけがで障害が残った場合、その程度に応じて障害基礎年金が受給できます。また、死亡したときは、納付状況や遺族との生計維持関係などにより、遺族基礎年金や死亡一時金等が受給できます。

※国民年金保険料の未納があると、障害・遺族基礎年金等の受給ができない場合があります。納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度をご利用ください。

③税金の負担を軽減

納めた国民年金保険料は、全額所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となります。

Q 年金手帳は廃止されたのですか？

A 令和4年4月1日から年金手帳の発行が廃止され、代わりに「基礎年金番号通知書」が国民年金の新規加

入者へ送付されています。なお、すでに交付された年金手帳はこれまで通り使用できますので、大切に保管してください。

Q 年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失、またはき損した場合は？

A 基礎年金番号通知書の再交付を申請できます。ただし、加入中の年金制度によって申請先が異なります。

▶国民年金第1号被保険者、または任意加入被保険者の場合

⇒年金事務所、または町民課で申請。

▶厚生年金保険、または船員保険の被保険者の場合

⇒勤務する事業所を経由して、または直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所で申請。

▶国民年金第3号被保険者の場合

⇒配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所で申請。

※すでに年金を受給されていて、お手元に年金証書がある方は、再交付を受ける必要はありません。

☎熊谷年金事務所(☎522・5012)

町民課(☎581・2121内線111)